

○安藤（裕）委員 おはようございます。自民党の安藤裕でございます。

本日は、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

今、日本は、コロナショックで、まだまだ長い苦しみの中にあるわけでありまして。そんな中で、東北ではまた大きな地震があり、そしてまた大雪で大変な被害も起きている地域もございまして。日本各地で様々な状況が起きている、本当に国難の時代を迎えていると思っております。

そんな中で、我々は、かじ取りを誤らないように、政権与党としてもしっかりとした政策を打ち出して、国民の皆さんに安心していただく、そういう必要があると思っております。今日は、その思いを乗せて質問させていただきたいと思っております。

先日、2月15日に、2020年の10から12月のGDPの速報値が公表をされました。私も非常に注目をしておりましたけれども、まず、この速報の内容について御説明をお願いいたします。

○籠宮政府参考人 お答えいたします。

2月15日に、2020年10—12月期のGDP速報を公表しております。実質成長率は、前期比でプラス3.0%、年率でプラス12.7%と、二期連続のプラスとなっております。

内訳といたしましては、個人消費、設備投資、輸出などが増加しており、日本経済の潜在的な回復力を感じさせる内容となっているものと認識しております。

しかしながら、経済は依然としてコロナ前の水準を下回っておりまして、回復は道半ばと考えております。足下では、緊急事態宣言を発出している影響も含め、感染拡大による経済の下振れリスクの高まりに十分注意する必要があると考えております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

今御説明のとおり、プラスという結果ではありましたがけれども、しかし、前期比、つまり7—9と比べればプラス成長になるのは当然だと思うんですね。しかし、対前年同期比、2019年10月から12月の比較で比べると、実質でマイナス1.2%、名目でもマイナス1.0%成長ということになっています。

しかも、2019年10月から12月のGDPは大きくマイナスでありました。これは、原因は消費税増税であったのか、あるいは天候不順であったのか、いろいろなことが言われております。駆け込み需要の反動減があったのではないかと、そんなことも言われておりますけれども、改めて、おとし、2019年10月から12月のGDPについての評価、それから消費税増税の影響についてお伺いをしたいと思います。

○籠宮政府参考人 お答えいたします。

2019年10—12月期は、御指摘のとおり、実質成長率は前期比マイナス1.8%、年率でマイナス7.1%でございました。

内訳を見ますと、公的需要が経済を下支えしたわけでございますけれども、民間需要は弱い動きとなっており、内需全体としてマイナス寄与となっております。外需については、輸入が民間需要の弱さによって減少したことから、プラスの寄与をしております。

民間需要の弱さの主因は個人消費でございます。個人消費は前期比マイナス3.1%です。その要因とし

ましては、2014年の、前々回の引上げ時ほどではないんですけれども、議員御指摘のとおり、消費税引上げに伴う駆け込み需要の反動減に加えまして、台風や暖冬の影響があったと認識しております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

今御説明いただいたとおり、既に日本経済は2019年10月以降かなり厳しい状況にあった、そこにコロナショックが降りかかってきたという状況です。したがって、日本は世界の中でも、コロナから立ち直るためには、ほかの国、諸国以上に大胆な経済対策を打つ必要があるんだろうと思います。

そこで、今、世界各国のコロナからの回復の見込み、とりわけ中国は1か国だけ2020年もプラス成長を保っているという報道もありますけれども、中国がどのようになっていくと予測しているか、政府の見解をお伺いしたいと思います。

○籠宮政府参考人 お答えいたします。

御指摘のとおり、世界経済は、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、依然として厳しい状況にある、しかしながら、持ち直しの動きが見られているというふうに考えております。特に、先進国につきましては、総じて、依然として厳しい状況が続いていると見ております。

アメリカ経済は持ち直しております。10—12月期は前期比1%の成長でございました。欧州経済につきましては、感染の再拡大の影響により経済活動が抑制されております。ユーロ圏の10—12月期の成長率は、前期比でマイナス0.6%でございます。一方で、中国経済につきましては、インフラ投資を中心に持ち直す中で、景気は先進国より一足早く回復しております。中国の10—12月、こちらは前年比でございますが、6.5%の成長でございます。

このように、先進各国で感染症が拡大する前の水準からGDPがなお下回っているのに対して、中国は既にこれを上回っております。さらに、インフラ投資などによりまして、引き続き先進国より高めの成長が続いていくというふうに見ております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

今お話しいただいたとおり、世界各国はまだまだ経済からの立ち直りに苦しんでいる状況ですし、そこまでいい数字が出ていないというところもありますけれども、中国は、1か国だけこのコロナショックからいち早く立ち直って、高成長がこれからも見込まれるということになっております。ある試算によれば、いよいよ、中国のGDPが米国のGDPを追い越すのが2028年になるという予想もされています。

皆さんのお手元に今日資料をお配りをしてしておりますが、2枚目を見ていただきたいと思いますが、この2枚目の資料は、日本とアメリカ、それから中国の名目GDPの推移を表したものです。

1995年までは日本もアメリカと同じように右肩上がり成長していますが、1996年以降は横ばいになっております。アメリカはその後も順調に経済成長していますが、日本はずっと停滞をしております。これが失われた20年から25年になろうとしている。中国の経済成長率は非常に大きいですが、日本はなかなかそこまで行かない。

かつての、1995年までの世界第2位の経済大国であった日本と、今の、世界第3位の経済大国といいながら、アメリカとの差は、1995年までの状態と今の状態では圧倒的に差が開いてしまっていると言わざるを得ません。

アメリカと日本との差の拡大を示すこの折れ線グラフこそが、我々が認識しなきゃいけないワニの口だと思うんですね。このワニの口をどう小さくしていくかというのが我々の大きな問題意識として持たなきゃいけないところであると思いますし、従来言われている財政赤字のワニの口ではなくて、我々が認識をすべきワニの口、閉じるべきワニの口とはこちらの方であるということ強く認識するべきだというふうに感じております。

そして、IMFのゲオルギエバ専務理事は、2021年の1月に、このように述べたと報道されています。「低迷している経済の再生を支援するために、世界の政策当局者は財政支出を増やすべきだと強調した。」そして、「IMFとしては非常に珍しいことだが、現在の政策に関して3月から各国政府に対して支出を促す。最大限お金を使い、さらにもう一段支出を増やすように求める」と述べた。」そして、「生産と消費双方を意図的に制限している時期だ。経済崩壊を防ぐための緩和的な金融政策と財政政策を引き続き主張する」と語った。」という報道がされています。

ここで重要なのは、生産と消費双方を意図的に制限している時期には、経済崩壊を防ぐために金融政策と財政政策が必要だと言っているということです。

日本を見てみると、金融緩和は十分に行われていると思いますが、財政出動がまだまだ足りないと思います。特に、国債の発行をちゅうちょしているように思えてなりません。巨額な財政支出が必要だと分かっている、財源はどうするんだ、これ以上国債を発行するわけにはいかない、そんな論調が大きくて、日本の世論も、国債発行には否定的な、またあるいは不安な見方をする方々が非常に多いと思います。

しかし、国債発行とはどのような意義があるのか。そこで、国債発行の本当の意味、どういう意味を持つものなのかということ改めて確認をしたいと思います。

皆さんのお手元に、イングランド銀行と、それから全国銀行協会の資料をお配りしました。

この全国銀行協会の「図説 わが国の銀行」という書籍の中に、こういう説明があります。「銀行が貸出を行う際は、貸出先企業Xに現金を交付するのではなく、Xの預金口座に貸出金相当額を入金記帳する。つまり、銀行の貸出の段階で預金は創造される仕組みである。」これは信用の創造というところの説明ですけれども。

つまり、銀行は、お金を貸すときに、例えば百万円を貸すとしたら、自分の金庫にある現金百万円を取引先に、融資先に渡して融資をするのではなくて、通帳に百万円と書き込むことによって融資を行うということを言っているわけですね。つまり、銀行は手元にお金がなくても融資を行うことができる、融資をした瞬間にお金が生まれてくるということを言っています。

イングランド銀行、イギリスの中央銀行ですけれども、それはもっとストレートな説明をしていて、商業銀行は新規の融資を行うことで銀行預金の形式の貨幣を創造すると。これは信用の創造と日本語では言われますが、英語ではマネークリエーション、そのまんまの言葉ですけれども。

日本銀行に伺いたいと思いますが、銀行が融資を行うことによって預金通貨が創造される、つまり日本国内に新しく預金という形の通貨が誕生するということですが、国債発行によっても同じことが起きる、つまり、国債を発行して政府が国民に対して支出をすると、新しい預金通貨が発行されて国民を豊かにすることができる、そういう理解でよろしいでしょうか。

○清水参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、発行された国債を銀行が保有し、財政支出が行われれば、同額の預金通貨、いわゆるマネーが発生することになります。

なお、この点は、先ほどの御指摘の民間銀行の信用創造のプロセスと同様でございますけれども、事後的に成り立つ関係でございます。

財政の中長期的な持続可能性に対する信認の状況や将来の経済、インフレに対する見方などを背景に、国債に対する需要自体が変動する可能性には留意が必要と考えてございます。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

銀行が融資をするのと一緒に、国債を発行すると新しいお金が発行されて、誕生して、国民を豊かにすることができる。

今回、このコロナで、お一人 10 万円ずつ配りましたけれども、これの財源は全額国債でありました。12 兆円の国債を発行すると日本国民に 10 万円ずつ配ることができる、まさに日本国民を豊かにすることができるわけですね。政府の財政赤字というものは国民の黒字です。誰かの赤字は誰かの黒字ですから、政府が財政赤字を拡大すると、国民に渡せば国民が黒字になるという、極めて当然のことが起きるといことですね。

そして、逆のことを少し伺いたいと思いますけれども、それでは、国債を発行するときにお金が誕生するのであれば、例えば、増税等をして国民から通貨を税の形で回収をして国債の償還を行った場合にはどういことが起きるのか。国債の償還を行った場合には、国債を発行したときと逆の現象が起きる、つまり、国債発行により発行された通貨は、償還することによって消滅をしていくことになるんだらうと思いますけれども、日本銀行に伺いますが、そういう考え方でよろしいでしょうか。

○清水参考人 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、銀行が保有する国債が償還されて発行残高が減少する場合には、そのこと自体は、預金通貨、先ほど御説明しましたマネーの減少につながります。その際、国債残高が減少するような経済情勢では、民間の経済活動はより活発化し、貸出しが増加している可能性も高いとは考えてございます。すなわち、その場合、全体としてマネーが増加するか減少するかは様々であるというふうに考えてございます。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

民間企業がどういう行動を行っているかということはさておいて、国債を償還するという行為は、発行した通貨を消滅させる行為であるということは、これは自動的に成り立つ関係だと思しますので、そこは我々はきちんと正しく理解をする必要があると思います。

そして、やはり、この預金通貨を消滅させるべき時期とさせてはならない時期というのがあると思うんですね。例えばバブルみたいな超好景気的时候は、それは預金通貨が日本国内にあふれ過ぎていて、そういうときこそは、財政黒字を達成して預金通貨を消滅させるということが必要だと思っておりますけれども、不景気的时候とかあるいはデフレ的时候には、そういうことはやるべきではなくて、きちんとマネーが国民経済の中に供給される状況をつくっていく。それをコントロールするのが本来の財政政策の役割であらうと思います。

そして、コロナショックから日本経済を立ち直らせてV字回復をさせるためには、何といても、民間企業の経営の維持が必要です。IMFも言っているとおり、生産と消費双方を意図的に制限している状態では経営を維持できなくなるのは当然で、経済の崩壊を防ぐための金融政策、財政政策が必要です。

さらに、米国のイエレン新財務長官は、財務長官指名公聴会でこのように言っています。追加の対策で大きく行動するよう呼びかけ、債務拡大につながっても恩恵は代償を上回ると。追加措置を講じなければ足下のリセッションの長期化と深刻化を招くおそれがあり、今後の経済により長期的な傷痕を残しかねないと警鐘を鳴らした。

私もそのとおりでと思います。今の日本の経済対策は、融資はするけれども補償は余りやらないという方向になっています。しかし、これだけ長期に及んで行動が制限され、多額の負債と欠損金を民間企業に背負わせれば、当然、民間企業は当分の間、負債の返済と欠損金の穴埋め、つまり財務体質の健全化に専念しなくてはなりません。

欠損金がある間は、当然法人税も納税はされません。また、負債の返済をするまでの間は新しい投資をする余力はありません。コロナがなければ当然行われていたであろう投資計画も、コロナによる損失で財務の体力が奪われれば、投資をやらないという選択しかできなくなります。

私は、前から、この粗利補償をするべきだということをお願いしておりますけれども、もし粗利補償のような大きな補償が実現できれば、民間企業には負債を背負わせることがなく、欠損金も背負わせることがなく、健全経営を維持してもらうことができます。当然、雇用は守られ、コロナ後の設備投資を行う余力も十分にある状態が温存できます。

そして、やはり、コロナによって一社も倒産させない、一社も廃業させないということは当然ですが、なおかつ、損失を負担させないという意思表示を政府がする必要があるんだろうと思います。

そして、今、飲食とかあるいは宿泊業、こういったところが損失の代表的なところというふうに言われておりますけれども、そこだけではないですよ。公共交通機関も大変な被害を被っている。あるいは福祉関係施設も、いろいろなイベントができなくて、収入が以前に比べてたら本当に減ってしまって経営難になっている。あるいはエンターテインメント業界も、コンサートホールが使えない、仮にコンサートホールが全面的に解禁になったとしても、実際にそのような興行が行われるのは、準備を含めて、短くても半年、長ければ1年ぐらい先にしか興行が行えないというふうな状況になります。

したがって、そういう企業の、事業者の救済をするためには、やはり粗利補償のような大きな救済策が必要だと思います。

個人のことはまた後ほど聞きたいと思いますので、まず、この事業者に対する粗利補償について、大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○西村国務大臣 安藤議員始め、自民党内、若手の議員、様々こうした支援策について検討され、私も何度か提案もいただきまして、改めて敬意を表したいと思います。

その上で、御指摘のように、特に今、緊急事態宣言を発出している中であります。非常に厳しい状況にある事業者の皆さんに対してしっかりと効果的な支援策を講じていきたいというふうに考えておりますし、何より、事業、雇用を支えていくことが大事だというふうに考えております。

そうした中で、御指摘の補償、粗利補償についてでありますけれども、私ども、様々検討をこれまでも重ねてきているんですが、事業者、今回の影響、様々、千差万別であります。そして、一者一者ごとにそ

の損失がどのくらいあるかということの算定なり、これはなかなか、算定していくことは極めて困難でありますし、また時間を要するということがあります。

そうした考えで、諸外国の例なども我々も参考しておりますけれども、まさに、飲食店に対しては月額最大百80万円、あるいは雇用調整助成金もございます。さらには、やや損失補償的に近いものとして、エンターテインメントのキャンセル料、これは最大2千500万円まで補助をするということにしておりまして、これも規模に応じてでありますけれども、ということで、これがやや損失補償的なものに近いんじゃないかと思っておりますけれども。

いずれにしましても、こうした様々な支援策によってかなりの部分をカバーできている。もちろん、規模が大きくなればともそれじゃ足りないということもありますけれども、大企業は大企業なりに経営体力がある、あるいは、それなりに資本力もあるということでもありますので、そういったことも加味しながら支援策を講じてきているところであります。

いずれにしましても、経営への影響の度合いなども引き続き勘案しながら、また、諸外国の様々な仕組みも我々研究をしているところでありますので、引き続き必要な支援となるよう検討を進めていきたいというふうに考えております。

予備費も、年度内、まだ2.7兆円ありますので、これも、必要な対策を機動的にやるということも頭に置きながら、引き続き検討も進めていきたいというふうに考えております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

もうコロナによる影響も1年になろうとしています。いよいよ3月決算の法人も、これから法人の申告の時期もやってまいります。12月決算の会社も、今月には確定申告をしていくということになります。

したがって、今、各者のそれぞれの損失の状況を算定しにくいとおっしゃいましたけれども、例えば確定申告のそれぞれの法人の課税所得をベースにして、以前の健全であった時代の課税所得と、今回の、この1年決算したときの課税所得との差額、これがコロナによるショックだというふうにみなして補償するということもあり得るのではないかというふうに思います。是非、そんなような提案もさせていただきたいと思っておりますので、これから御検討をお願いをしたいと思っております。

それから、個人に対する給付ですけれども、2020年は一律10万円の給付をしていただきました。これは、もう一度やってくれ、あるいは複数やってくれという要望も大変多くいただいています。一方で、収入が減っていない個人に対しても10万円給付する必要はないのではないかと、そういう声もかなり強くあるということも非常に感じています。

そんな中で、でも、やはり個人で生活に困窮している皆さんはいらっしゃいますので、何らかの形で個人に対しての給付をする必要があると思います。やはり、ボーナスが出ないとか、あるいは、残業がなくなってしまって残業代が激減してしまった、そういう個人の皆さんもいらっしゃいますし、そうすると、住宅ローンが払えないとか子供に対する学費が払えないというふうな皆さんも大勢いらっしゃるわけですね。

そして、私、これから先心配しているのは、個人の給与所得が減ると、2021年また人事院勧告が行われますけれども、人事院勧告でもマイナスの勧告が出ると思います。2020年もマイナス勧告が出ましたけれども、そうすると公務員の給料も下げざるを得ない。そうなってくると、公務員も消費者ですから、個人消費をマイナスさせる結果になります。つまり、ここで個人に対する補助をちゃんとやっておこな

いと、公務員の給料もマイナスになり、そして個人消費が落ち込み、更にデフレスパイラルが加速をしていく、そういう心配が非常にあると思うんですね。

したがって、ここは、まさにこれからの経済の失速を防ぐためにも、個人に対する補償、これも、2019年の所得と2020年の所得との差額でもいいですから、何らかの形でこの減ってしまった所得を国から補償する、補填する、そんなような政策を考える必要があるのではないかと思いますけれども、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○西村国務大臣 家計への支援という御提案でございます。

家計の所得環境を見てもみますと、家計調査、これは2人以上の勤労世帯で見てもみますと、2020年の実収入は名目、実質共に前年比プラス4.0%となっております、貯蓄も2019年に対して2020年は超過傾向にあって、累積で、先ほどの勤労世帯で、前年に比べ48万円程度増加をしております。これは、御指摘のような、2020年の1人10万円の特別定額給付金の効果が表れているものというふうに思います。いわば安心につながっているものというふうに思います。

こうした所得環境を踏まえれば、御指摘のように、まさに厳しい環境にある、厳しい状況にある方々に対して重点的に、効果的に支援を行っていくことが大事ではないかというふうに考えております。

そうした観点から、いわゆる緊急小口資金などがございまして、その中の総合支援資金の最大3か月分60万円を再貸付けを行うこととしておりまして、上限額が、2人以上世帯では200万円、単身世帯では155万円まで拡充をしたところであります。

それから、これは貸付けでありますから返さなきゃいけないということではありますが、しかし、厳しい状況が続けば返済免除ということで、緊急小口資金については、令和3年度又は4年度に住民税非課税であれば、これは償還一括免除ということにしているところでございます。

また、あわせて、住居確保給付金、これは住居を失うおそれのある方々に対して家賃相当額を支援するというので、東京都内でも5万円、6万円、この程度の支援を行っておりますけれども、これを最長12か月まで延長しておりますけれども、一旦終了した方も、収入が減少した場合、3か月間再支給を可能としているところであります。

こうした支援策を着実に実行し、厳しい状況にある方々をしっかりと支援をしていきたいと考えておりますが、引き続き、経済の状況、感染状況もしっかり見ながら、予備費の活用も含めて、必要な対策を機動的に講じていければというふうに考えているところであります。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

今、個人の貯蓄が伸びているというデータがあったというお話がありましたけれども、もちろん全く影響のない皆さんもいらっしゃいますし、またあるいは、外食とか旅行とかが制限されているので、そういったところでいつもだったら使っているお金を使わないという皆さんもいらっしゃると思います。しかし、一方で、やはり、ボーナスが減ったりとか残業代が減ったりして、自分の貯蓄を取り崩している皆さんはいらっしゃると思うんですね。これは比率の問題なので、マクロで見ると貯蓄が増えているというふうなデータは出るかもしれないけれども、やはり一人一人の家計を見ていけば、ここは激減している、大変苦しんでいるというところがあるわけですね。

したがって、マクロのデータだけを見て、ここは増えているから支援しないという、やはりすごく冷

たい感じがするんですね。やはりそこをきちんと、所得が減ったというのは事実ということが、2021年の確定申告、これから始まりますけれども、そこで明らかになってくると思いますし、そういったところに対する給付ということも是非改めて検討いただきたいというふうに思います。

それから次に、消費税の減税の必要性について是非検討していただきたいと思います。

消費税は、先ほどGDPの中でもお話をさせていただきましたけれども、今、消費税というのは預り金の税金であるから、事業者の損益には影響がないのだという説明がされていますけれども、実際はこれは違うと思います。

私、税理士として申し上げますけれども、今、経済の状況が厳しい中で、各事業者の皆さん、飲食店の皆さんは、消費税なんか転嫁できるできないにかかわらず、売上げが欲しい、まさに手元の現金が欲しいので、取りあえず物を安い値段で売ってたりもします。そうすると、企業会計上赤字だけれども、手元に現金が入ってくるので取りあえず生活ができるという環境ですよ。

しかし、消費税というのはいわば外形標準的な課税の部分があるので、消費税というのは、価格に転嫁できなければ自分の利益を削って納税しなきゃいけないという、存在するだけで赤字幅が拡大するという効果を持つ税金です。更に言えば、所得が減っている人に対して、食べ物にも課税をしているということです。ですから、いわば生きていくことに対しても課税をしているということに等しい。まさに、非常に今このコロナで日本経済全体が苦しんでいるときに、消費税というものをそのまま課税し続けるというのは、本当に私は大きな問題があると思います。

したがって、当面、例えば、時限措置、3年間とかでもいいですから消費税をゼロにして、この際、日本の経済を立て直すために大胆な政策を打つ、このような判断をしていただけないでしょうか。是非お願いしたいと思います。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

もう委員もよく御存じのとおり、大前提として、消費税の税収は全額社会保障財源に充てられているということで、少子化対策あるいは社会保障の安定財源を確保するために必要であるという点、それから、幼児教育、保育の無償化など、負担軽減にも充てられておりますので、特に子育て世代には恩恵がございます。

社会保障でいえば、医療保険で高齢者の自己負担割合を低所得者には低くしている、あるいは、この引上げ、8%から10%の増収分は、低所得の年金生活者への年最大六万円の支援金、あるいは低所得高齢者の介護保険料の軽減、それから高等教育無償化など、低所得者世帯への支援の財源となっているということもございます。

そして、消費税減税の効果でありますけれども、これは高所得者ほど恩恵が大きいということであり、低所得者にはどうしても恩恵が小さくなり、消費額が小さいものですから、別の言い方をすれば、低所得者の人も消費をしないとその分の恩恵が受けられない。今まさに将来への不安もある中で、節約をしようとする意向が強ければ、このメリットは限定的になるということもあります。

一方、2020年の1人10万円の特別定額給付金、これは、先ほどございましたけれども、約13兆円を使っておりますので、消費税5%分の減税をすると、同じだけの財源を、ほぼ同じ財源を使っております。低所得者の人にとっては、消費税5%分の減税よりも10万円の方が、これは所得が低い人ほど恩恵が大きくなります。

それから、確かに消費でなく貯蓄に回るということはあるんですけども、これは将来の安心につながるということでありまして、やがては消費に回るという面もあります。

ですので、同じお金の使い方であっても、低所得者の人により恩恵が大きい方が効果が大きいわけがありますので、こうしたことも頭に置きながら判断をしていかなきゃいけないというふうに考えております。

いずれにしましても、先ほど申し上げたように、厳しい状況にある方々に重点的、効果的な支援となるよう引き続き考えていきたいと思っておりますし、予備費の活用も含めて、様々な支援策、必要な支援策を講じていきたいというふうに考えております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

よく高所得の方が恩恵が大きいということを言われるんですけども、食べるものに対しても課税しているというのは、やはりこれは過酷だと思います。それから、やはり赤字企業に対しても、外形標準的課税というのは、相当これは企業の継続にも大きな影響があります。

社会保障の財源に充てるといいながら、人々が、生きている者から、必死のところ、財源をつくり出して社会保障の財源に充てているというのは、これはちょっと税制の仕組みとしては、あるべき姿なのだろうかということを改めて私は検討するべきだと思います。

次の質問に行きたいと思っておりますけれども、対中国貿易の評価です。

先ほど中国の話をし少ししましたけれども、ちょっと大きな話で、中国との貿易が日本の経済に占める存在感と、それから、経済大国、軍事大国となって、今や日本の領土、領海を脅かす存在となった中国に対する安全保障の観点、この2つの観点から、中国に対する見方、お答えいただきたいと思っております。

○籠宮政府参考人 貿易についての御質問についてお答えしたいと思います。

経済のグローバル化が進む中で、中国だけではなく様々な国との日本の結びつきは強くなっていると思いますが、中国の存在感につきまして、貿易の観点から見てまいりますと、日本の輸出に占める中国向け輸出金額の割合は、2000年6.3%でございましたが、2020年には22.0%まで高まっております。輸入の側で見ますと、2000年の14.5%から、2020年には25.8%まで上昇しております。

○石月政府参考人 安全保障上の観点からお答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、中国の透明性を欠いた軍事力の急速な近代化、海空域における軍事活動等の急速な拡大、活発化などは、我が国を含む地域と国際社会の強い懸念となっております。

これまでも、安全保障上の懸念につきましては、様々なレベルで中国側に申し入れてきております。力による一方的な現状変更の試みは、断じて認められません。

尖閣諸島周辺の我が国領海で独自の主張をする海警船舶の活動は、そもそも国際法違反でございますし、これまで中国側に厳重に抗議してきているところでございます。また、先般施行されました中国海警法により東シナ海や南シナ海などの海域において緊張を高めることになることは、全く受け入れられません。

我が国としては、米国や同志国とはこれまでも緊密に意思疎通を行ってきております。先般行われた日米外相電話会談、日英2プラス2、日豪外相電話会談、さらに、昨晚行われました日米豪印外相電話会

談の中で中国についても取り上げ、中国海警法を含め、東シナ海や南シナ海における一方的な現状変更の試みについて問題提起し、懸念を共有し、引き続き連携していくことで一致したところがございます。

また、南シナ海等における力による一方的な現状変更の試みにつきましては、A S E A N諸国ともしっかり意思疎通をしているところでございます。

我が国としては、米国及び同志国との間で緊密な協力を進めつつ、中国に対しても、引き続き、大国としての責任を果たしていくよう働きかけていきたいと考えております。

以上でございます。

○**安藤（裕）委員** ありがとうございます。

中国との経済的な関係はだんだん高まっているものの、警戒もしていかなきゃいけないということだと思います。

そして、2020年の骨太の方針とか、あるいは12月の総合経済対策において、対日投資促進の方針というものが示されています。例えば12月の総合経済対策では、「対日直接投資は、海外の優れた技術やノウハウの取込みを通じ、我が国経済の生産性の向上に寄与し、雇用・所得の継続的な拡大にもつながる。経済安全保障に留意しながら、その更なる促進に向け」ということが書いてありますけれども、今、コロナで日本企業の経営体力が大変弱っています。こういうときに外資がどんどん入ってくると、逆に、日本企業が外資の草刈り場になってしまうのではないかと。とりわけ、この中国に対する警戒というのは非常に必要だと思います。

特に、中国では共産党員の皆さんが大体19年末で9千200万人いるということで、中国の人口の1割弱の方は中国の共産党員である。したがって、優秀な方がやはり共産党員の方々には非常に多いということが予想も当然されるわけですし、中国共産党の方は、当然、中国共産党のために仕事をすることになりますから、これを極めて我々は注意をしなければいけないことだというふうに思います。

加えて、R C E Pがこの度締結をされることになりましたけれども、これも、ますます、先ほど外務省の方がおっしゃっていただいたような安全保障の観点から考えると、かなり慎重に対応しなければいけない部分というのがあるのではないかと。というふうに思います。

この問題意識について、政府の今の考え方を御説明いただきたいと思います。

○**西村国務大臣** まず、対日投資についての考え方を申し上げたいと思います。

我が国は、自由貿易そして自由な投資環境ということを進んでいくということですが、対内直接投資についても、海外の優れた人材、技術、ノウハウ、これを呼び込むことがイノベーションを促進していく、そして生産性を向上させる、あるいは雇用の創出をもたらす、我が国経済の成長につながるということから、原則自由としているところであります。

他方、御指摘のように、国の安全等を損なうおそれのある投資に適切に対応する必要があります。2020年5月に施行された改正外為法、これは、こうした考えに基づきまして、メリ張りのある対内直接投資を目指すものであります。特定の国からの投資を何か前もって制限するというものではありませんけれども、引き続き、国の安全、経済安全保障、これにはしっかりと目配りをしていきたいというふうに考えております。

いずれにしても、2020年策定しました骨太方針に基づいて、この春までに対日直接投資促進に向

けた中長期戦略を取りまとめていくこととしております。当然、我が国の国益を確保する観点から、御指摘のような経済安全保障、これに留意しつつ、対日直接投資の促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○赤松政府参考人 委員御指摘のRCEP協定との関係についてお答え申し上げます。

RCEP協定は、世界のGDP、貿易総額の約3割、我が国の貿易総額のうち約5割をカバーしておりまして、地域の貿易・投資の自由化、活性化に資する経済連携協定であると考えております。

投資につきましては、締約国間の投資活動の更なる促進を目的とするルールを規定しておりまして、同時に、日本がこれまで締結してきた他の経済連携協定と同様に必要な例外や留保に関する規定が設けられ、我が国が安全保障上必要な措置を講ずるための政策判断の裁量が確保されております。

いずれにいたしましても、我が国といたしましては、引き続き、自由で公正なルールに基づく秩序の構築に主導的な役割を發揮していく中で、中国を含む各国との関係において、我が国の経済成長につながる貿易・投資を促進しながら、経済安全保障の観点にも十分に留意して、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○安藤（裕）委員 ありがとうございます。

やはり外資頼みの経済成長というのは非常に危ういと思います。そして、例えばバイデン大統領は、中国に対抗してインフラ投資を行うということを言っていますし、追加の経済対策で1兆9千億ドル、約200兆円のインフラ投資をアメリカ国内で行うということを言っています。中国も、対米摩擦の長期化をにらみ、21年からの新5か年計画でも国内供給網の強化を狙うというようなことも言っています。

例えばGoToトラベルの予算、補正予算も合わせて2兆円余りの予算がありますがけれども、例えば中国からの訪日観光客の消費額、2019年で1兆7千億円ですね。したがって、中国からのこういった消費額は予算措置によって十分賄うことができるんだらうと思います。

したがって、私は、やはりここは、対外とか外資とかではなくて、国内の、やはり内需主導型によって、きちんと予算措置をすることによって、内需主導型の経済成長を取り戻すことが日本の経済の安定的な成長に結果的にはつながるのではないかというふうに思っておりますけれども、政府の見解をお願いしたいと思います。

○西村国務大臣 御指摘のように、今は財政出動を行うべきときというふうに認識をしております。

我が国において、御案内のGDPギャップ、これは7—9月期で約34兆円ございましたけれども、10—12月期、これは少し成長が戻ってきておりますので縮小するとしても、20兆円程度はまだあるわけがあります。まさに今は財政出動をしなきゃいけないときだというふうに認識をしております。

特に、決してデフレには戻さない、先ほどの名目成長率が低いのも、やはりデフレの影響が非常に大きいわけでありまして、もう絶対にデフレに戻さないという強い決意で、三次補正でも財政規模40兆円、事業規模で73兆円を超える、これも含めれば、これまで、財政支出152兆円、事業規模293兆円の対策を実行してきたところでありまして、内需をしっかりと下支えしていきたいと思っております。

特に、インフラ投資について、今後5年間で事業規模15兆円を目途とする、いわゆる防災・減災、国土強靱化のための5か年計画、これを12月に取りまとめたところでありまして。複数年度にわたって強力

に実行していきたいと考えております。

さらに、将来の成長に向けて、デジタル、グリーン、ヒューマン、この3つのニューディールで政府支出をしっかりと行って、それによって民間への投資を呼び込み、民間の創意工夫を引き出して、まさに民需主導で、そして内需主導の持続的な成長を実現していきたいというふうに考えております。

○**安藤(裕)委員** ありがとうございます。是非、デフレには絶対戻さないという強い決意で大胆な経済対策を打っていただきたいと思います。

もう時間がなくなってまいりましたので、少し質問を飛ばして、最後に少子化の問題を一問だけ聞きたいと思います。

少子化の主要因ですけれども、私は、待機児童問題ではなくて、やはり若年層の貧困化ではないかと思っています。

やはり低所得と不安定雇用のために、そもそも結婚ができない。50歳の未婚率が、男性では今やもう23%、女性は14%になっています。結婚している御夫婦の中では、完結出生児数は1.94人となっているので、ほぼ2人ぐらいのお子さんを持っていただいている。

したがって、結婚できない理由のこの低所得と不安定雇用、これを何とか対策を打たなきゃいけないと思っておりますけれども、今の内閣府の考え方について最後に確認をしたいと思っております。

○**木原委員長** 三ツ林内閣副大臣、時間が来ておりますので、簡潔にお願いいたします。

○**三ツ林副大臣** 少子化の原因としては、未婚化、晩婚化の進行、また夫婦の持つ子供の数の減少等がありますが、その背景には、個々の人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む様々な要因が絡み合っていると考えます。その要因の中には、男女の仕事と子育ての両立の難しさなどもあり、待機児童の解消も少子化対策における必要な施策の1つと考えております。

そのような中で、夫婦の持つ子供の数は1970年代以降おおむね2人前後で推移していることから、少子化の原因として、特に未婚化、晩婚化の影響が大きいとの見解もあるものと承知しております。

若い世代の非正規雇用労働者の未婚率は、特に男性で正規雇用に比べて顕著に高くなっており、雇用の安定を図り、経済的基盤を確保することが重要であると考えております。

このため、少子化社会対策大綱では、若い世代の経済的基盤の安定に向けて、若者の就労支援、非正規雇用労働者の正社員転換、待遇改善を進め、若い世代の雇用の安定を図ることとしております。

厚生労働省と連携して、若い世代が将来に展望を持てるような雇用環境の整備を通じて、結婚を希望する方々がその希望をかなえられるような環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。

○**安藤(裕)委員** ありがとうございます。是非有効な少子化対策に取り組んでいただきたいと思っております。

終わります。ありがとうございます。